

新・村上市教育基本構想（案）

つながりを深めて、つくろう「郷育きょういくのまち・村上」

はじめに

1 教育基本構想策定の目的

村上市、荒川町、神林村、朝日村、山北町は合併に合意し、平成20年4月1日からの新「村上市」発足に向け準備を進めています。この機において、新市の教育の基本的な方向について住民並びに関係機関に提示し、教育部門における合併準備を的確に進め、新市の教育の一層の進展を図ることを目的に、この基本構想を策定しました。

新市となる地域は、多彩な自然、歴史、文化をもった人情味溢れる地域で、ここではぐくまれた子どもたちには、素直さ、明るさ、伸びやかさなどの好ましい資質が備わっています。また、伝統・文化を大切にするとともに進取の気質にも富み、幾多の人材を輩出してきた教育地域であります。このような地域的基盤に立って、これまで、5市町村においては住民も行政も教育には特に力を入れ、次世代を担う人材を育成してきました。新市となる地域には、このような教育的特性があります。

しかしながら、少子高齢化、核家族化、都市化、情報化等に代表される近年の我が国の経済社会の著しい変化の波は、人間関係の希薄化、地縁的なつながりの弱体化などを生み、家庭や地域が本来的にもっていた教育機能を発揮することが困難になっています。そのことは、子どもたちの基本的な生活習慣の衰え、実体験の不足、意欲や自立心の低下となってあらわれており、当地域においても懸念される状況にあります。

新「村上市」の誕生を機に、この地域の教育的特性を生かし、社会の変化に伴う困難な教育状況の克服に向けて、新市の市民並びに関係機関が一体感をもった取り組みを進める必要があります。本基本構想では、合併後の新市の教育理念を明らかにし、家庭、学校、地域が、それぞれの教育機能を発揮していくための共通の拠りどころにしたいと考えました。

2 新市のまちづくりと教育基本構想

新市は、「ここで生きる」をテーマに、「自然と環境 すこやか社会 産業・文化が息づく故郷」づくりを目指しています。「ここで生きる」にふさわしいまちとして市民が共感でき、一体感のもてる新市をつくらうとの意図が込められています。新市の教育も、この「まちづくり」と軌を一にした取り組みを進める必要があります。それによって、**新市のもつ教育的特性が一層生かされ**、問題状況を克服していくことが可能になります。

そのため、新市の教育においても「ここで生きる」をテーマとし、「『ここで生きる』ことに喜びと誇りをもち、輝いて生きる人々」が育つための取り組みを着実にかつ力強く推進しなければならないと考えます。

いってみれば、教育の取り組みを通じて、愛着と誇りのもてる住みたくなるまちづくりを推進することです。そのためには、多様な考えがあることを受け入れ、共につながり合っている意識を大切にして、互いに支え合い、子どもと大人が共に育つまちをつくっていくことが大切です。この考え方に立って、本基本構想では、教育が、新市のまちづくりの大きな一翼を担うという意図を込めて「郷育きょういくのまち・村上」をつくっていくことを提言します。

3 教育基本構想の構成

これまで述べてきたように、本基本構想は、新市の教育の基本理念を明らかにしたものです。したがって、その内容としては、まず1点目として、長期的な基本目標を提示し、新市の教育において目指す方向を明らかにしました。基本目標は、教育を受ける側の**子ども**、生涯学習の主体である市民、並びに教育行政を含めた教育環境、この三者を対象として望まれる共通像を設定しました。

次に2点目として、教育が作用する場としての家庭、学校、地域を取り上げ、それぞれの場について、基本目標実現に向けて期待される機能・役割を明示しました。教育は学校だけで完結するものではなく、家庭や地域においても、その教育機能が発揮されることは重要です。さらに、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を確かに果たすだけでなく、互いに意識を共通にして連携することが大切です。そのため、本基本構想では、三者の連携のあり方について明示しました。

さらに、3点目として、新市の市民が、家庭、学校、地域で、いつでも、どこでも共通に取り組むことのできる教育的はたらきかけとして、共通取り組み事項を標語にして具体的に提示しました。これによって新市としての一体感を醸成し、「郷育きょういくのまち・村上」としての気運を盛り上げたいと考えました。

最後に4点目として、基本目標実現に向け、家庭、学校、地域を支援し、教育諸条件を

整備するための教育行政推進の基本的な方向を分野ごとに明示しました。本基本構想に基づき、合併後には、新市の教育基本計画が策定されることになっています。ここでの基本方向を受けて、基本計画では、具体的な教育施策が構築されることとなります。本基本構想の方向が、具体的施策の指針となることを意図しています。

教育の基本目標

新市の人々、すなわち子ども・大人そして教育行政も、共通に標榜するものとして、次の基本目標 1、2、3 を掲げます。

- 1 「ここで生きる」ことに自信と誇りをもち、自らの進路を切り拓いていくことのできる実力（知力、気力、体力、徳性）を備えた子ども
- 2 「ここで生きる」ことに喜びと生きがいを感じ、生涯を通じて学び、スポーツ・文化を楽しむ市民
- 3 「ここで生きる」子ども・市民が、家庭、学校、地域で互いに支え合い、つながり合って共に育つ「郷育きょういくのまち・村上」

目標 1 「ここで生きる」ことに自信と誇りをもち、自らの進路を切り拓いていくことのできる実力（知力、気力、体力、徳性）を備えた子ども

故郷の自然、伝統、文化、あるいは、そこに暮らす人々、これらにじかにふれ合い、その素晴らしさに気づくことが「ここで生きる」ことへの自信と誇りに通じます。故郷の範囲は、年齢や発達段階に応じて、自分の暮らす集落、旧市町村、新市へと広がりますが、故郷の素晴らしさは、身近であればあるほど気づかないことも多いものです。したがって、意図的に教え、気づかせてやることが大切になります。このような教育的な営みによって、子どもたちは地域を感じるようになります。また、日々の生活での何気ない充実感に共感を寄せてやることも、その充実感を確かに意識させ、ひいては、そこで暮らしていることへの自信と誇りに通じます。

このことを前提にした上で、目標 1 は、知力、気力、体力、徳性の総体としての実力を兼ね備えて、自分の進路、すなわち人生を切り拓いて生きていく人間の育成を目指します。

そのための基礎・基本となる事項は、幼児期、児童期、少年期、青年期の発達段階に応じた確実に身に付けさせなければなりません。知力は、狭い意味での学力（知識力）だけではなく、知識を活用して考える力、知恵、知性を含みます。気力、体力は、粘り強さ、我慢強さ、たくましさ、心身の健康のことです。徳性は、思いやり、規範意識、公德心、正義感等であって、対人関係能力も含めて考える必要があります。

ところで、「ここで生きる」ことは、ここだけで生きることではありません。当然のことながら、将来的にどこで暮らすかは、本人の意志によります。教育の目的は、どこで暮らそうとも、自分の人生・進路を自分で切り拓いていくことのできる実力（知力、気力、体力、徳性）をつけることにあります。しかし、たとえ、将来、故郷以外（市外、県外、国外）で暮らそうとも、常に愛着と誇りの拠りどころとして郷土愛を育てることは、いわゆる「自分探しの旅」において、自らの基盤を確かにする意味で必要かつ大切なことです。そのことはまた、人生の一時期、故郷の外で暮らしたとしても、いずれ故郷にもどり暮らそうと思う気持ちを育てることにもつながることが期待されます。

以上のように、地域を感じ、そのよさを知り、愛し、心の拠りどころとしての故郷を持ち、なお実力を十分備えて、この地域で活躍し、あるいはまた、ときに郷関を出でて、ときにまた郷関に戻る、そのような心根を育てる教育を名づけて「郷^{きょう}育」としました。

目標 2 「ここで生きる」ことに喜びと生きがいを感じ、生涯を通じて学び、スポーツ・文化を楽しむ市民

余暇を生み出し、余暇を活用して豊かな人生を送ることが、「ここで生きる」ことへの喜びと生きがいを感じることに通じます。その場合、学ぶことを自らの趣味、教養のためだけと狭く位置づけずに、学ぶこと活動することを通して、自らが高まるとともに他の人々と共に高まり、社会の向上にも寄与していると感じ取ることが大切です。生涯学習は、奉仕的な活動も含め幅広く考えていく必要があります。

スポーツ活動や文化活動も含めて生涯学習は、楽しんで学び、活動を行うことを通じて喜びと生きがいを感じ、ひいては人格や生活の一層の向上につながる内容をもっています。豊かな人生を送るために、いつでも、どこでも、誰でも、学び、活動することのできる生涯学習体制が整備されていることは重要です。

また、生涯学習と銘を打たなくとも、地域のお年寄り、壮年、青年が取り組んでいる様々な活動、例えば、食育、伝統文化、環境問題、あるいは、昔ながらの田畑の仕事等々は、その取り組みの姿そのものが、人々に地域を感じさせるものとなっています。それらの取り組みは、地域の文化となって、子どもたちへの無言の教育として大きく影響しています。

以上のような市民の存在があってこそその「郷育きょういくのまち・村上」と言えます。

目標 3 「ここで生きる」子ども・市民が、家庭、学校、地域で互いに支え合い、つながり合って共に育つ「郷育きょういくのまち・村上」

教育の有り様が、そのまちの住みやすさにつながることから、住んでみたいまちをつくる上で、教育の役割は大きいものがあります。その教育のための人的、物的環境を整備することが教育行政の任務となっています。その意味で、教育行政もまちづくりの大きな一翼を担っています。ところで、行政事務は、その効率性から、事務分担はどうしても行政分野別縦割りとならざるを得ない面があります。しかし、まちづくりは総合的な取り組みが必要であり、行政各分野の実際的運用場面では、縦割りの弊害である分離、無連携が生じないよう、つながりを意図した総合施策にしていくことが大切です。目標 3 の意図はそこにあります。

学校の教員は子どもと共に育つ面が大きいといえます。同様に、親も、子育てを通して親として育っていきます。生涯学習においても、子どもと分離された活動ではなく、努めて子どもと接点をもちながら、共に影響を感じ、共に学び育っていくものであることが望まれます。また、教育機能を一層発揮することが期待されている家庭と地域が、教育の専門機関である学校を核として互いにつながり合い、支え合うことによって、より確かな取り組みが可能となります。

このように、大人も子どもも、家庭、学校、地域で、「ここで生きる」者としての自覚をもち、連帯感をもって、つながりを確かにしていけば、人々が心安らかに暮らし、子どもが健やかに育つ「郷育きょういくのまち・村上」をつくることができると考えます。

「郷育きょういくのまち・村上」の家庭・学校・地域

1 家庭教育への期待

(1) 家族仲良く、安らぎと温かさのある家庭

子どもも人間関係に悩み、明日への不安を感じることは多くあります。そんなとき、子どもたちにとって明日への元気が生まれ、希望と勇気を与えるのは、家庭であり、家族のつながりです。家族が心地よく過している家庭には、癒しの力があります。家族との食事や団欒が不安、悩み、疲れからの立ち直りを促し、再び学校や社会へ出て行く元気を与え

ます。家族の信頼が、人間への信頼を生み出します。

また、家族一人一人が、家庭の大切な一員としての家事を分担することで、協力することの必要性や責任感が芽生えてきます。家族のための仕事をするとは、相手を思いやる心をはぐくむことにもつながります。また、自分が役に立つ存在であることを感じることで、自分への自信が育ちます。

このような家族関係が人間への信頼感を醸成し、**無言の教育**となつてはたります。

(2) 生活の中に「我が家の文化」がある、楽しく生き生きとした家庭

家族みんなの楽しみは、生活にメリハリを生みます。例えば、サッカーに燃える家族、庭先で家庭菜園に精出す家族、本好きで読書タイムを楽しむ家族、休日は野外活動に親しむ家族等々、みんなで一つのことを楽しむことで、「我が家の文化」がつくられ家族の和が深まります。その中で、基本的生活習慣なども、「我が家の文化」の一つとして確立していくことができます。

さらに、様々な「我が家の文化」をもった家族が互いに交わることで、子どもは文化の多様性や同質性に**おのず**と気づき、他の人とのかかわり方を学ぶようになります。挨拶の心地よさ、基本的生活習慣の大切さ、後片付けや我慢の必要性等、家庭の躰にかかわることもその中で育っていきます。それらが、また「我が家の文化」の質を高める相乗効果となつてはたります。親としても、**わがまま**や自分勝手な文化でないかどうか、常に「**我が家の文化**」を点検し、質的な向上を図る必要があります。

(3) 地域に根づき、行事や作業に積極的に参加する家庭

大人が率先して地域の行事や作業に参加し、汗を流し、また地域の人と楽しみを共にする姿は、子どもに大きな影響を与えます。子どもと大人と一緒に伝統行事や芸能等の様々な地域文化の伝承や環境保全の活動などに参加することで、地域への興味・関心を抱かせ、その後の自主的な参加意欲の向上にもつながります。

また、そのようなことをきっかけに地域の人々とかかわる体験を重ねることで、**多様な**人々の存在に気づき、社会の**有り**様を具体的に学んでいくこととなります。社会には様々なルールがあること、例えば、約束を守ること、みんなで使うものの扱い方があることなどを具体的に知り、それを守らないときの評価の受け方などについても体験的に学んでいきます。このようなことを通して子どもには、社会性、公共心、公德心等**等**がはぐくまれていきます。

家庭の教育は、家庭だけで完結するのではなく、地域に開かれた家庭であることによつて、その教育機能はより確かにはたらいていきます。その意味で、日常生活場面での近隣

とのつきあいも大切な教育の機会となります。例えば、回覧板の運搬なども子どもの役割にしてみてもはどうでしょう。お年寄りや幼児を含めた身近な人々との自然な付き合い方を学ぶ良い機会となります。

2 学校教育への期待

(1) 幼・保・小・中が連携して、基礎・基本を徹底する学校

幼・保・小・中の各段階で身に付けるべき基礎・基本は、確実に身に付けさせて次の段階に進ませる取り組みを徹底する必要があります。

ここで言う基礎・基本には、まず、「読み・書き・計算・見る・聞く・話す」の力があります。これらは、基礎学力として特に小学校6年間で徹底します。次に、学び方や学習習慣があります。学ぶことへの姿勢・態度も含まれます。これらには、人の話の聞き方、読書の習慣、話し方なども含まれ、就学前の幼児期から関心をもたせ、育てておく必要があります。また、低学年時には学習の躰として徹底し、高学年から中学生になって自主的に取り組めるように段階を追って育てておく必要があります。

さらに、生活全般を通して、体力・健康とあわせて気力や気概を育てることに必要があります。これらは、家庭と連携した生活習慣の改善や食と運動による健康づくりなどの取り組みによって可能となります。

また、人間関係をより良く結ぶ能力を育てることも欠かせません。挨拶、言葉遣い、思いやり、助け合い、感謝、生命の尊重等の具体的な振舞い方についても、幼児期から繰り返し、繰り返し育てていく必要があります。

(2) 特色ある「郷育プログラム」を進める学校

各園、各学校で「郷育プログラム」を作成し、特色ある郷土学習を展開します。これは、郷土の優れた伝統、文化、自然、産業、歴史、人物等について体験を通して学ぶ学習です。この学習を通して、価値ある本物にふれ、地域の人々とふれ合うことによって、豊かな心や豊かな感性、実践力等を育てます。郷土のよさを発見し、それを他に発信し、郷土に夢と誇りをもてる子どもを育てます。

また、中学校区程度を単位として、学校と家庭、地域の関係者で「郷育会議」をつくり、「地域の子どもを地域のみんで育てる」ための取り組みを推進します。その会議において、各園、各学校の「郷育プログラム」が幼・保・小・中12年間の積み重ねと発展を見通した編成になっているか検討するとともに、そのプログラムの編成、実施に向けた家庭や地域の協力・支援の在り方も検討します。

(3) 国際・情報教育で地球的視野を育てる学校

A L T (Assistant Language Teacher : 外国語指導助手)をはじめとした外国の人との交流を深め、英語活動や英語学習を通して子どもたちの言葉の力を高めながら、国際感覚を育てます。また、コンピュータとインターネットを活用して情報を受・発信する力を高め、情報活用能力を育てます。特に、「郷^{きょう}育プログラム」に基づく特色ある郷土学習の成果をインターネットを通じて発信し、他地区の子どもたちとの交流を深めます。これらのことを通して、偏狭な郷土愛にとどまらないよう、常に視野を国内外に広げ、様々な伝統や文化があり、それぞれが同様に尊重されるべきものであることを理解させます。

また、国の内外で活躍する優れた芸術、文化、スポーツ等の本物にふれる機会を設け、感動を呼び起こし、夢をふくらませて広い視野から社会に貢献していくことの意義を感得させ、自分の生き方を考えさせる機会にします。

3 地域教育への期待

(1) 故郷への愛着と誇りを育てる地域

地域に残る貴重な伝統文化・芸能・行事等を次の世代に伝える活動を通して、自らの故郷としての誇りと愛着をもてるようにしていくことが大切です。また、地域の文化財や郷土資料等の保存に努め、そこから故郷の歴史・文化を学び取れるようにすることも大切です。さらには、地域の恵まれた自然や環境を守る自然保護・環境美化活動等に地域全体で取り組むことも大切です。このような取り組みが行われる地域の中で、子どもたちにも大人にも、自らの故郷としての自覚が育ち、深まっています。

(2) 思いやりの心や規範意識をはぐくむ地域

思いやりの心や善悪の判断、社会生活上のきまりなどについて、地域行事や地域活動等の場を通して、地域の人々みんなの意識が高まるようにしていくことが大切です。また、礼儀作法や地域に伝わる良き風習などを大人が進んで実践して見せて、子どもが学んでいくような気風づくりも大切です。このような意識をもった人々の輪が広がっていくことが、子どもたちに好影響を与えることのできる教育力のある地域となっていくものと考えます。こうしたことを確かに行うことは難しいことではありますが、まずは、身近な地域において、世代を超えて挨拶がゆきかい、人と人との心が触れ合えるような人間関係づくりから始めたいものです。

(3) 地域間、世代間の交流を広げ、生きがいと安らぎを感じる地域

芸術・文化活動、スポーツ活動をはじめ趣味などのサークル活動等に積極的に参加して、地域間・世代間の交流を一層広げ、会話、談笑を交し合い、励まし合える仲間づくりを進めることが大切です。また、ボランティア活動に積極的に参加し、人とふれあい、生きがいの幅を広げて自分も他の人も高まろうとする中で、社会的に貢献できる喜びを感じられるようにすることも大切です。このような取り組みに地域の誰もが気軽に参加し、また、参画できるようにするためには、お年寄りから子どもまで地域の人々みんなが声をかけ合い、挨拶を交し合って、みんなでつながりを意識し、支え合う地域風土のようなものを醸成していきたいものです。その意味からも、後掲する「郷育のまち・村上」の市民標語が、市内全域で日常的に実践されることを大いに期待しています。この取り組みが、ひいては、誰もが安心・安全を感じて暮らしていける安らぎのある地域づくりにつながるものと考えます。

4 家庭、学校、地域の連携

(1) 連携の必要性

これまで述べてきたように、家庭と学校、家庭と地域、学校と地域、それぞれの連携は、家庭、学校、地域がその教育機能を確かに発揮していく上で不可欠のこととなっています。その上で、二者間の連携だけでなく、三者間の相互連携もとりわけ重要になっています。それは、「地域の子どもを地域のみんで育てる」取り組みを展開する上で、三者に関係する人々が意識を共有して、具体的な行動で連携していく必要があるからです。

後掲する「郷育のまち・村上」の市民標語も、そのための一つです。しかし、これだけでなく、各地域において、「地域の子どもを地域のみんで育てる」ための話し合いや催し物・行事等が多彩に行われることによって、「郷育のまち・村上」としての気運が醸成されていくものと考えます。そこには、家庭、学校、地域が互いの枠を越えて参画していく必要があります。家庭、学校、地域は、「地域の子どもを地域のみんで育てる」ための共同事業者であるとの認識に立つ必要があります。

(2) 学校を核とした連携

現代の一側面をみると、孤立の時代であり不安の時代であるということが出来ます。子育てにおいて、そのことを最も感じているのは家庭ではないでしょうか。核家族化が進み男女共同参画が進む社会の中にあって、家庭の教育力の重要性が言われれば言われるほど、不安を感じ孤立していく状況があるとすれば、子どもにとって好ましいことではありません。このような状況を回避するために、そして、子どもたちの健全な発達・成長を促

進するために、教育の専門機関である学校が核となって、家庭、学校、地域の三者連携の構築に向けたはたらきかけを行う必要があります。このことは、もちろん、学校に過重な負担をもたらすものではありません。むしろ、学校教育を適正に実施していくためにも、家庭、地域との連携は欠かせないことであって、家庭、地域の協力によって子どもたちの生活がより良くなり、意欲や気力が向上することは、学校教育の推進にとっても好ましいことであるといえます。

学校が核になるといっても、教職員が中心になるという意味ではありません。学校には、子どもの成長や教育について話し合い、活動するための既存の組織としてPTAがあります。「自分の子どもがよりよく成長・発達していくためには、すべての子どもたちがよりよく成長・発達していく環境をつくること大切なのだ」という意識に立って、PTAを構成する親と教職員が、地域にはたらきかけて、連携のための組織をつくっていくことが最も実際的と考えます。

(3) 連携のための組織づくり

上記(1)(2)で述べてきた考え方に立つとき、教育を通じた地域づくり、すなわち「郷育^{きょういく}」のまちづくりのための理念を具体的に推進していくための事業（催し物や行事）を企画し運営する組織体制を整備することが必要になります。この組織体制づくりを「郷育^{きょういく}のまち・村上」プロジェクトと銘打って推進します。このプロジェクトは、行政からの力強い支援が必要ですが、行政主導ではなく、保護者と教職員が核となり、地域の関係者、関係機関にはたらきかけて組織化し、推進していくことが望ましい姿と考えます。

幼児期から青少年期までの子どもたちを対象に「地域の子どもを地域のみんで育てる」取り組みを進めていくためには、少なくとも中学校区程度の範囲で組織化することが必要と考えます。この組織が前に述べた「郷育^{きょういく}会議」です。

現在も各地域には、健全育成のための諸組織がつくられて、活発に活動しています。これらの諸組織と連携を確かにするとともに、新たなプロジェクトの下で拡充・再編する必要がある場合もあると思います。地域の実状に応じた柔軟な対応を基本として、家庭、学校、地域がつながりを深め、地域の子どもたちの確かな成長・発達を支えていく取り組みを実行していける実際的な組織にしていきたいと考えます。また、教育行政の各機関、施設もこの会議に参画し、家庭、学校、地域と共に「郷育^{きょういく}のまち・村上」プロジェクトを力強く推進していく必要があります。

きょういく
「郷育のまち・村上」の市民標語

家庭、学校、地域において人々が意識を共通にして、「郷育のまち・村上」の取り組みを進め、新市としての一体感をもった教育運動の高まりを生み出すことを意図して、次の市民標語を掲げます。

きょういく
「郷育のまち・村上」の市民標語

- 一、 わたしたちは、心をこめた「あいさつ」を大切にします。
- 一、 わたしたちは、毎日の「あとしまつ」を大切にします。
- 一、 わたしたちは、「思いやり」の気持ちを大切にします。
- 一、 わたしたちは、「がまん」する気持ちを大切にします。
- 一、 わたしたちは、「生きることの喜び」を大切にします。

住民同士が、つながりを深めて互いに支え合い、子どもと大人が共に育つ「郷育のまち・村上」にしていくための、指針となる具体的な取り組み内容をこの5項目に厳選、整理したものです。基本構想は教育の理念を示したものであるため、どうしても抽象的になりがちです。そこで、指針をできるだけ具体的に示し、誰でもが分かり、すぐに行動できる内容として、この標語を掲げました。この内容は、これまで5つの市町村で大切にしてきた取り組みです。このことを継続して生かすことを基本原則に、「最低限、これだけは、どここの地域でもみんなで取り組みましょう」という厳選した呼びかけの内容にしました。

教育施策の基本方向

1 幼児・学校教育の推進

- (1) 横断的総合施策「郷育^{きょういく}のまち・村上」プロジェクトを推進します。その中で、各中学校区程度を単位に、家庭、学校、地域からなる「郷育^{きょういく}会議」の立ち上げを支援することに力を入れる必要があります。この会議を通じて、基礎・基本の徹底を図るための「幼・保・小・中連携プログラム」や地域に根ざした特色ある教育活動のための「郷育^{きょういく}プログラム」の編成・実施を進めます。また、国際化、情報化に対応して、英語活動・英語学習を中心にした国際理解教育やコンピュータ・インターネットを活用した情報教育のための教育計画を作成し、「郷育^{きょういく}プログラム」との関連付けを図りながら実践化していく必要があります。
- (2) 障害のある児童生徒への適切な支援を図るための特別支援教育の充実とあわせて、就学前からの相談にあたる相談室体制の拡充を図り、障害の程度や種類、適性等に応じた適切な支援体制を整備する必要があります。また、不登校をはじめとした様々な困難な状況に対応するために適応指導教室を拡充し、子どもや保護者及び学校関係者の相談や個別支援の体制を強化する必要があります。
- (3) 適切な教育環境の整備を図るため、合併後の新市の地理的・社会的状況を勘案して、各学校の通学計画並びに学校改修・整備計画等の策定に着手する必要があります。また、新たな奨学金制度のあり方についても検討します。

2 生涯学習・社会教育の推進

- (1) 横断的総合施策「郷育^{きょういく}のまち・村上」プロジェクトを社会教育、家庭教育の分野から推進します。その中で、「土曜郷育^{きょういく}学校」の設置と運営について検討する必要があります。これは、これまでの学校週5日制に対応して設けられた土曜の各種教室・活動や放課後子ども教室等の施策を統合再編したものとして設定していきます。したがって、各種の土曜スポーツ活動や文化活動もここに含めていくことが適切と考えます。企画・運営に当たっては、当面は、従来どおり公民館活動等社会教育機関が中心になって支援することになりますが、「郷育^{きょういく}会議」を通じて地域の人々の参画をはたらきかけ、家庭、学校、地域の連携の中で、主体的に企画・運営する人々の輪を広げていくことも大切です。

- (2) 生涯学習の基礎を培う学校教育を含め、生涯学習の様々な場面・機会を活用して、差別をなくするための人権意識の啓発・向上に努めることが大切です。特に、人権・同和教育については、学校での計画的な取り組みを進めるとともに、教職員の研修を重ねる必要があります。また、行政職員もこの問題についての研修を深め適切に対応していくことが大切です。
- (3) 生涯学習のための施設・環境を整備し、一層の拡充を図るとともに、生涯学習のネットワーク化を支援し、主体的な学習を支えていく必要があります。特に、公民館については、中央公民館と地区館、分館の連携を図り、より一層住民の生活向上に寄与する活動を工夫していくことが大切です。また、移動図書館を含め図書館機能のネットワークを充実させ、広域的な活用の一層の向上を図る必要があります。

3 スポーツ振興の推進

- (1) 子どもたちの体力低下が懸念される現代の生活状況において、横断的総合施策「郷育^{きょういく}のまち・村上」プロジェクトの推進の中で、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの体力づくりに力を入れることがとりわけ重要になっています。この取り組みを通して、子どもたちだけでなく、その保護者も含めた市民みんなの健康づくりの輪を広げていくようにしたいと考えます。
- (2) 生涯各期に即した「乳・幼・児童期の楽しいスポーツ」「青・壮年期の鍛えるスポーツ」「中・老年期のさわやかスポーツ」の推進に力を入れ、スポーツ人口の裾野拡大、競技力の向上、健康増進を図ることが大切です。そのためには、総合型スポーツクラブや体育協会等各種のスポーツ団体との密接な連携を図って多様な活動ができるようにするとともに、施設設備の充実並びに指導者の養成にも力を入れていく必要があります。

4 文化活動、文化財保護活用の推進

- (1) 横断的総合施策「郷育^{きょういく}のまち・村上」プロジェクトの推進を通して、子どもたちに様々な文化活動に触れさせることを重視します。このことは、子どもたちに豊かな情操を育てる上で大切なことです。
- (2) 優れた芸術文化に接する機会を積極的に提供するとともに、市民の自主的な芸術文化活動を支援し、発表の機会を設け、個性ある地域文化の創造に力を入れる必要があります。

す。また、そのための施設整備に努め、活動しやすい、利用しやすい環境をつくることにも力を入れる必要があります。

- (3) 新市には多種多様で貴重な文化財が多数存在します。これら先人からの贈り物を大切に保管し後世に適正に伝えるとともに、現代に生きる私たちが、地域の歴史の厚みと先人の営みの偉大さを感じ取ることができるよう適切な活用を図っていくことが大切です。また、国内外他地域との交流人口を増やし、当地域の活性化を図るためにも、貴重な文化財や伝統文化、芸能の利活用を工夫していく必要があります。

おわりに

本基本構想は、策定委員会（教育長 5 名と専門委員 10 名）における原案作成の段階で、5 市町村の教育委員会に提示し、**各教育委員の意見を伺い賛意を得て**策定したものです。その原案を合併協議会に答申し、協議会の議決を経て、合併新市の教育基本構想として確定するものです。

確定した基本構想をもって学校はじめ関係機関は合併に向けた諸準備、例えば、学校では新年度の教育目標をはじめとした教育計画の作成などを行うこととなります。

合併後、新たに教育委員会が発足した際には、改めて、この基本構想が委員会の議に付され、審議、議決されることとなります。その手続きを経た後に、基本構想の下での教育基本計画策定の運びとなるものと考えます。本基本構想が今後 10 年程度を見通した長期の基本計画の大本となることを期待しています。